

農業経営基盤強化促進法第18条1項の規定に基づき、公表します。

氷見市長 菊地正寛

市町村名 (市町村コード)	氷見市 (162051)
地域名 (地域内農業集落名)	女良地区 (中田集落、長坂集落、平沢集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月10日 (第3回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状と課題

70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積が多く例年増加傾向にある。また、段差や狭小農地が多いことに加え、地域外の地権者も多いため、耕作放棄地が増加している。今後の中心経営体の引き受けが困難なため、新たな担い手の確保が必要である。特に棚田や狭小農地が多く、イノシシによる被害防止策として草刈りなどの管理に負担がかかる状況にある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

荒廃農地拡大を防ぐため、農業経営ができなくなった農家の情報共有を積極的に行い、地域外からも含め担い手確保を推進する。また、粗放的管理などにより耕作放棄地の解消や農地の保全を進める。持続可能な農業を実現するため、地域の特性を活かし新たな農地の利活用を促進する。特に、棚田オーナー制度などを通じて地域住民と連携し、地域外からの支援の強化に取り組む。草刈業務に外部媒体を活用しながら農作業の効率化や、スマート農業の導入を検討することで、省力化を図り、耕作放棄地の解消や農地の保全を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	297ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	297ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別途地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集団化の方針

新たな担い手の確保とともに農地を集積していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地バンクへの貸付けを進め、担い手への農地の集積・集約化を推進する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

状態が悪く担い手の確保ができない圃場について、農業経営しやすくなるよう改善を検討していく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域の担い手の経営体制が維持できるよう地域内での後継者の育成に取り組む。また、地域外から、地域の特性を活かした農業経営を希望する新規就農者の受け入れを促進する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地区内の作業の効率化・省力化を進めるためにドローンなどによる防除作業をはじめ農作業委託の活用を図っていく。

以下任意記載事項(地域の实情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください。)

①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④輸出		⑤果樹等	
⑥燃料・資源作物等	○	⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨耕畜連携	○	⑩その他	

【選択した上記の取組方針】

引き続き、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金などを活用しながら農地の保全に取り組む。
長坂地区では、棚田オーナー制度などをきっかけに関係人口の増加に取り組む。
農地の利活用について企業などと地域が連携し、農地の保全と新たな収益確保に取り組む。
農泊などの導入など地域の活性化事業を検討する。